

公 安 委 員 会 説明資料No. 1	犯罪被害者等給付金の審査請求事案の 裁決について	令和元年12月19日 長 官 官 房

<p>公安委員会 説明資料No. 2</p>	<p>資金決済法施行令等の一部を改正する 政令案等に対する意見の募集について</p>	<p>令和元年12月19日 刑事局 生活安全局 警備局</p>
----------------------------	--	---

1 概要

令和元年6月7日に公布された「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」（以下「資金決済法等改正法」という。）により、資金決済法、金融商品取引法等が改正され、暗号資産交換業者に関する規制の整備、暗号資産を用いたデリバティブ取引や資金調達取引に関する規制の整備等の措置が講じられることとなった。

今般、資金決済法等改正法の施行に向け、下位法令の整備を行うに当たり、意見公募手続を行うもの（金融庁において実施）。

2 改正事項

(1) 犯罪収益移転防止法施行令の改正

ア 暗号資産の交換等に伴うものに加え、暗号資産の交換等に伴わない暗号資産の管理に係る契約の締結を、取引時確認等の義務が課される「特定取引」とする（第7条第1項第1号ヨ）。

イ 「特定取引」のうち「暗号資産の交換等」につき、閾値を200万円から10万円に改正（同号タ）。

(2) 銃砲刀剣類所持等取締法施行令の改正

猟銃の所持の不許可の要件となる罪に関する規定を追加。

(3) その他

犯罪収益移転防止法施行令及び犯罪収益移転防止法施行規則並びに国際テロリスト財産凍結法施行令の各条項中、「仮想通貨」を「暗号資産」に改める。

3 今後の予定

意見公募手続：令和2年1月上旬開始

施行：資金決済法等改正法の施行の日

公安委員会	「犯罪収益移転危険度調査書」の	令和元年12月19日
説明資料No. 3	作成・公表について	刑 事 局
<p>1 趣旨</p> <p>犯罪収益移転防止法に基づき、国家公安委員会が、毎年、事業者が行う取引の種別ごとにマネー・ローンダリング等に悪用される危険度等を記載した「犯罪収益移転危険度調査書」を作成・公表するもの。</p> <p>事業者は、調査書の記載内容を勘案して、マネー・ローンダリング等の疑いの有無を判断の上、疑わしい取引の届出を行うとともに、取引時確認等を的確に行うための措置を講じることとなる。</p> <p>2 調査書の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特定事業者が取り扱う各種「商品・サービス」を評価の対象として、それぞれマネー・ローンダリング等に悪用される危険性を記載した上で、取引形態、国・地域、顧客の属性の観点別に、危険度を高める要因を記載。 ○ 危険度を低下させる要因として、資金の原資が明らかな取引、蓄財性がない又は低い取引等を記載。 ○ マネー・ローンダリング等対策に関する事業者等の取組事例や、効果的な疑わしい取引の届出内容等を記載。 <p>3 昨年からの主な変更点</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 疑わしい取引の届出について、事業者のより一層の理解と取組の更なる推進を図ることを目的として、疑わしい取引の届出を端緒として検挙した事例を追加。 ○ 在留外国人が大幅に増加する中、外国送金や地下銀行等の国境を越えて行われるマネー・ローンダリング等のリスクについて記載を拡充。 ○ 仮想通貨関連事犯や近年取扱額が増加している資金移動サービスに関連する事犯等についての分析を拡充。 ○ 2020年東京オリンピック・パラリンピック大会を控え、アジア地域等のテロリスト等5団体に対して資産凍結等の措置を講じたこと等、最近の関連動向等について追記。 		

公安委員会	犯罪対策閣僚会議	令和元年12月19日
説明資料No. 4	(第32回)について	長官官房

1 開催日時等

- 令和元年12月23日（月）
- 構成員：内閣総理大臣及びその他の全大臣

2 会議の内容

(1) 再犯防止推進計画加速化プラン

現下の課題に対応するため、「満期釈放者対策の充実強化」「地方公共団体との連携強化」及び「民間協力者の活動の促進」について、効果的な取組を積極的に進めていくため、新たに決定される「再犯防止推進計画加速化プラン」について、法務大臣から報告予定。

(2) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けたテロ対策について

「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会等を見据えたテロ対策推進要綱」（平成29年12月国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）に基づく取組状況等について、内閣危機管理監、国家公安委員会委員長等から報告予定。

(3) 特殊詐欺対策について

「オレオレ詐欺等対策プラン」（令和元年6月犯罪対策閣僚会議決定）に基づく以下の取組状況について、国家公安委員会委員長等から報告予定。

- 幅広い世代に対して高い発信力を有する著名な方々により結成されたプロジェクトチーム「SOS47」と連携した広報啓発活動を全府省庁において展開するなど、被害防止対策を推進
- 犯行に利用された固定電話番号を利用停止する取組を本年9月から開始するなど、犯行ツール対策を推進
- 背後で犯行を指示していた暴力団や暴走族等、犯罪者グループを検挙するなど、効果的な取締り等を推進

(4) その他

薬物対策の推進状況について、国家公安委員会委員長及び厚生労働大臣から報告予定。

1 令和2年度予算

	元年度予算額	2年度予算額	増△減額
一般会計	3,421億円	3,603億円	182億円（ 5.3%）
人件費	1,090億円	1,095億円	5億円（ 0.5%）
物件費	2,331億円	2,508億円	177億円（ 7.6%）
交付税特会繰入れ	568億円	544億円	△ 24億円（ △ 4.2%）
その他	1,763億円	1,964億円	201億円（ 11.4%）
東日本大震災復興特別会計	4億円	12億円	8億円（ 200.0%）
合計	3,425億円	3,615億円	190億円（ 5.5%）

- | | |
|-----------------------|-------|
| (1) テロ対策と緊急事態への対処 | 371億円 |
| (2) サイバー空間の脅威への対処 | 47億円 |
| (3) 客観証拠重視の捜査のための基盤整備 | 132億円 |
| (4) 組織犯罪対策の推進 | 42億円 |
| (5) 生活の安全を脅かす犯罪対策の推進 | 35億円 |
| (6) 安全かつ快適な交通の確保 | 239億円 |
| (7) 警察基盤の充実強化 | 472億円 |
| ア 人的基盤の充実強化 | 8億円 |
| ・ 地方警察官の増員 159人 | |
| ・ 国家公務員の増員 123人 | |
| イ 装備資機材・警察施設の整備充実 | 464億円 |

2 令和元年度補正予算（第1号）（合計231億円）

- | | |
|-------------------------|-------|
| (1) 大規模災害対策の推進 | 148億円 |
| (2) 被災した警察施設の復旧 | 47億円 |
| (3) 安全・安心の確保のための対処能力の向上 | 36億円 |

3 組織改正

府令事項の組織2項目（政策企画官、生活安全企画官）の設置

公安委員会	高齢運転者交通事故防止対策に関する	令和元年12月19日
説明資料No. 6	調査研究分科会等の中間報告について	交 通 局

1 高齢運転者交通事故防止対策に関する調査研究分科会の中間報告

(1) 調査目的・内容

高齢運転者の交通事故を防止するため、運転技能検査や限定条件付免許導入の適否、両者の関係等を検討するため、実車走行実験、国民に対するアンケート調査、先進安全技術の現状に関する調査等を実施。

(2) 中間報告の概要

ア 運転技能検査

- 高齢運転者の免許証更新時に運転技能の検査を行い、運転技能が特に不十分な場合には免許証の更新を認めないことが適当。
- 対象者は、例えば、事故歴や事故につながりやすい特定の違反歴により、将来事故を発生させるリスクがより高い者に絞り込むことが考えられる。

イ 限定条件付免許

- 申請による衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載したサポカーのような車両の限定免許を導入することは、高齢者等の安全運転やモビリティの確保に資するものと考えられる。
- 限定条件付免許の対象車両については、今後の技術の実用化の動向を踏まえて検討することが必要。

2 職業運転者に必要な免許制度の在り方に関する調査研究委員会の中間報告

(1) 調査目的・内容

第二種免許の受験資格要件（※）を19歳以上かつ普通免許等保有1年以上とするための教習カリキュラムを検証するため、実験教習・走行実験、被験者の運転技能を評価するアンケート等を実施。

※ 21歳以上かつ普通免許等保有3年以上

(2) 中間報告の概要

- 新たな教習の修了者については、第二種免許の受験資格要件を特例的に19歳以上かつ普通免許等保有1年以上に引き下げても良いのではないか。
- 同特例については、同様の要件が設けられている大型免許及び中型免許（※）にも適用できるのではないか。
 - ※ 大型免許…21歳以上かつ普通免許等保有3年以上
 - 中型免許…20歳以上かつ普通免許等保有2年以上
- 特例を受けて第二種免許等を取得した者に対しては、取得後に初心運転者期間類似の期間を設けるべきではないか。

公安委員会	交通安全対策に関する関係閣僚会議	令和元年12月19日
説明資料No. 7	の開催について	交通 局
<p>1 開催日時・場所</p> <p>令和元年12月19日（木） 午前10時15分から30分まで</p> <p>官邸3階南会議室</p> <p>2 構成員</p> <p>内閣総理大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（交通安全対策及び少子化対策）、国家公安委員会委員長、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、国土交通大臣</p> <p>3 開催の目的</p> <p>本年6月の関係閣僚会議で決定された「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」の主な施策の進捗状況について報告するもの。</p> <p>4 当庁の主な施策の進捗状況</p> <p>(1) 子供の安全な通行を確保するための道路交通安全環境の整備の推進</p> <p>緊急安全点検の結果に基づき、ゾーン30の整備、信号機・歩灯の増設、道路標示の更新等、交通安全施設等の整備を推進中（約7,000箇所）。</p> <p>(2) 高齢者が運転できる免許制度の創設</p> <p>警察庁において開催している「高齢運転者交通事故防止対策に関する調査研究」の中間報告を本日（令和元年12月19日）公表。これを踏まえ、サポカー限定免許の具体的な制度の在り方について検討。</p>		